

女性デジタル人材育成及び就労支援業務受託候補者選定に係る評価基準

評価項目	評価事項	配点
企画内容	女性活躍推進事業の趣旨を理解し、企画内容が仕様書の内容を反映したものであるか。	10
	受講申込を検討する者に対する事前のガイダンスは適切に講座内容を理解できる工夫がなされているか。	10
	デジタル分野への興味・関心を高め、就業に役立つスキルが獲得できる実践的な内容となっているか。	10
	講座を通じて獲得するスキルについて、受講希望者が自らの希望に沿って複数の選択肢の中から選ぶことができるか。	5
	受講者が就労までの流れを具体的にイメージしながら参加できる内容であるか。	8
	就労支援においては、受講者の希望に応じた柔軟で継続的な支援体制が構築できているか。	8
	受講希望者にとって、受講しやすい開催形式であるか。	5
	受講者が自らする学習を支援するコンテンツがスキル獲得に有効なものであるか。	5
講師等評価	講師選定の考え方が、企画内容に沿ったものであるか。	5
業務実施体制	受注に当たっての組織体制は妥当か。	8
業務実施計画	実施計画において、業務完了に至るまでのそれぞれの過程に妥当な時間配分がなされ、その内容が明確に説明されているか。	8
京都市公契約条例	京都市内に本店または主たる事業所を有する中小企業 [※] であるか。	5
過去の実績	過去の類似業務実績は、女性デジタル人材育成及び男女共同参画の推進に資するものであったか。	8
見積金額	以下の計算式による。 5点×(最低提示価格/応募者提示価格)	5

※ 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。